

排出事業者の責任とは



排出事業者には、産業廃棄物を自らの責任において適正処理する義務があります。

● 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「法」という)には、「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を、自らの責任において適正に処理しなければならない(排出事業者責任)」ことが定められています。(法第3条第1項)



● 自ら処理することが困難な場合には、産業廃棄物処理業の許可を受けた業者に処理を委託することができます。

排出事業者が産業廃棄物の運搬または処分を他人に委託する場合は、「委託基準」に従い、収集運搬業者または処分業者それぞれと委託契約を締結しなければなりません。

- 排出事業者は、産業廃棄物の運搬または処分を委託する場合には、「委託基準」を遵守し、自治体の許可を受けた収集運搬業者または処分業者それぞれと、事前に書面で委託契約を締結する必要があります。(法第12条第5項、第6項)
- 排出事業者は、産業廃棄物が運搬されるまでの間、「保管基準」に従って、産業廃棄物を適正に保管しなければなりません。(法第12条第2項)

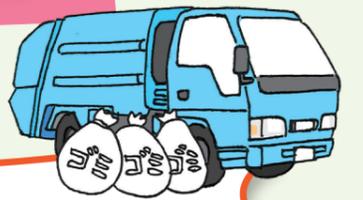
排出事業者が収集運搬または処分を他人に委託する場合は、引き渡した産業廃棄物の処理状況を、マニフェスト(産業廃棄物管理票)*を利用して管理しなければなりません。

● 排出事業者は、マニフェストを産業廃棄物の引渡しと同時に交付して、廃棄物を厳正に管理のうえ、マニフェストを5年間保存しなければなりません。(法第12条の3)

*産業廃棄物の処理を委託する者が交付する伝票。処理の流れが把握・管理できる。



処理業者任せにしていますか?



排出事業者の責務を十分果たしていない場合は、不適正処理の責任を問われることがあります!

注意!

- 委託基準又はマニフェストに関する規定に違反した場合、罰則が科せられるとともに、運搬や処分の受託者が不法投棄等の不適正処理を行った場合は、排出事業者も措置命令の対象になります。
- 委託契約やマニフェストの交付等が適正であっても、適正な処理料金を負担していないときや、不法投棄や保管上限を超える過剰な保管を知りつつ委託したときなどには、排出事業者が措置命令の対象になることがあります。

委託基準違反、マニフェスト交付義務違反等

- 許可を受けていない業者に産業廃棄物の処理を委託した
- 処理業者と口頭で委託契約した
- 委託契約書に記載すべき事項が不十分なまま契約締結した
- マニフェストの適切な交付、保存をしていなかったなど

**懲役刑
罰金刑**

委託先の処理業者が不法投棄等の不適正処理を行った場合

注意義務違反

- 著しく安い処理料金で委託した
- 委託した業者が不法投棄をしているとの情報を得たが、処理委託を続けた
- 処理施設の現地確認を行った際、保管上限を超える過剰な保管を確認したが、処理を委託したなど

措置命令

委託した排出事業者の責任として、自治体から措置命令(撤去費用の負担など)が出されることがあります。

排出事業者

産業廃棄物を処理業者へ委託する 場合には・・・



●安さだけを判断基準とせず、処理料金の妥当性を把握するよう努める。

(例)・複数の処理業者から見積もりをとり、極端に安い業者に発注しない。

・処理業者が優良認定[※]を受けていることも判断基準にする。

※通常の許可基準よりも厳しい基準をクリアした優良な産廃処理業者を、都道府県・政令市が審査して認定する制度で、平成23年4月よりスタートしています。

●適正な処理を行う処理業者であるかどうか把握する努力をする。

(例)・埋立処分場があとどれくらい埋め立てられるかを示す残余容量を把握する。

・処理実績の確認や、処理施設の現況を視察して確認する。

●不適正な処理が行われることがわかれば、ただちに対応する。

(例)処理業者が過剰な保管を行い、改善命令などの行政処分を受けたことがわかったら、委託契約を解除し、他の処理業者へ処理を委託する。

産業廃棄物に関するお問い合わせはこちらまで

担当区域	担当行政窓口	電話番号
別府市、杵築市、日出町	東部保健所 衛生課	0977-67-2511
国東市、姫島村	東部保健所 国東保健部 健康安全・衛生課	0978-72-1127
臼杵市、津久見市	中部保健所 衛生課	0972-62-9171
由布市	中部保健所 由布保健部 健康安全・衛生課	097-582-0660
佐伯市	南部保健所 衛生課	0972-22-0562
豊後大野市、竹田市	豊肥保健所 衛生課	0974-22-0162
日田市、九重町、玖珠町	西部保健所 衛生課	0979-23-3133
中津市、宇佐市	北部保健所 衛生課	0979-22-2210
豊後高田市	北部保健所 豊後高田保健部 健康安全・衛生課	0978-22-3165
大分市を除く県内全域	大分県 生活環境部 廃棄物対策課	097-506-3135
大分市	大分市 環境部 産業廃棄物対策課	097-537-7953

県管轄区域

産業廃棄物を排出する 事業者の皆様へ



～あなたの事業所の廃棄物処理は大丈夫ですか？～
不適正処理の責任は問われませんか？

